

飲食店等に対する営業時間短縮要請と協力金の支給について

令和3年1月15日
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染症の県内での感染拡大の状況を踏まえ、飲食店等に対し営業時間の短縮を要請するとともに、要請に応じていただいた店舗に対し、協力金を支給するもの。

1 営業時間短縮要請について

① 要請期間：令和3年1月18日(月)～1月31日(日)

(※1/18の21時から1/31の24時の間)

② 要請対象地域：富山県内全域

③ 要請内容：

午後9時から翌午前5時までの営業自粛（時間短縮含む）

④ 要請対象店舗：

飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗（約8,000）のうち、時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行うカラオケ店、ライブハウス等含む）

2 営業時間短縮に伴う協力金について

① 名称：富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）

② 対象：

上記の時短要請対象店舗が、業界ごとのガイドラインを遵守して感染防止対策を講じたうえで、要請期間（2週間）すべてを通して営業時間の短縮（又は終日休業）を行った店舗を対象

③ 協力金の金額：1店舗あたり56万円

④ 予算額2,281,000千円（1月15日付け専決処分）

(財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用)

⑤ 協力金申請受付期間：令和3年2月1日～3月15日

⑥ 問合せ先（1月15日午後から受付）

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）コールセンター

電話番号：076-444-4078

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝祭日含む）

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次） について（概要）

【協力金の趣旨】

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県では、酒類の提供を行う飲食店（酒類を提供するカラオケ店、ライブハウスを含む。）の事業者の皆様へ「飲食店等における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」といいます。）へのご協力をお願いいたしました。

この時短要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）」を支給いたします。

【協力金支給額】

1店舗あたり 56万円

【要請期間】

令和3年1月18日（月）～1月31日（日）

【要請対象地域】

富山県内全域

【要請内容】

飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている酒類を提供する店舗（カラオケ店、ライブハウス等を含む）の午後9時から翌午前5時までの営業自粛

【申請要件】

- 1 時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（カラオケ店、ライブハウス等を含む）

※下記の店舗等は対象外となります。

- ・テイクアウト専門店、スーパーやコンビニエンスストア等のイートインスペース、キッチンカー
- ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合 等

- 2 業界ごとのガイドラインを遵守していること
- 3 令和3年1月18日（月）午後9時から同年1月31日（日）の全ての期間において時短要請にご協力いただくこと（終日休業とした場合を含む）
- 4 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること 等

【申請受付期間】

令和3年2月1日（月）～令和3年3月15日（月）まで

※申請手続き等は、後日改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）コールセンター

電話番号：076-444-4078

受付時間：午前9時～午後5時

（土、日曜日、祝祭日も開設しております）